

## 沖縄市不妊治療費助成事業 Q&A

| No | 質問                                                                                       | 回答                                                                                                                          |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 婚姻届を出していないパートナーでも対象になりますか？                                                               | 婚姻届を出していない場合でも、「事実上の婚姻関係」にあると認められれば対象になります。ただし専用の申立書の提出が必要です。                                                               |
| 2  | 沖縄県の助成の対象である場合、県への申請は必須ですか？                                                              | 必須です。県の助成を先に受けていただき、市の助成額は「助成対象となった額より、沖縄県先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知書に記載の額を控除した額または5万円のいずれか低い額」となります。                              |
| 3  | 助成回数の制限はありますか？                                                                           | 生殖補助医療は1年度に1回まで、先進医療は治療ごとに助成対象となります。（上限5万円）                                                                                 |
| 4  | 夫婦別々の都道府県・市町村に住んでいます。申請は可能ですか？                                                           | 夫婦別居の場合でも、治療を受けた方が申請日時点で沖縄市に住民登録がある等、要件を満たしている場合は申請可能です。                                                                    |
| 5  | 地方厚生局から先進医療の実施医療機関として承認を受けていない医療機関での先進医療を受けた場合や、先進医療一覧に掲載されていない新たな先進医療を受けた場合も助成対象になりますか？ | どちらの場合も、助成対象になりません。                                                                                                         |
| 6  | 不妊治療中に離婚した場合でも申請できますか？                                                                   | 申請日時点で夫婦関係であることが条件ですので申請できません。                                                                                              |
| 7  | 治療途中で沖縄市に引っ越ししてきました。申請はできますか？                                                            | 令和7年4月1日以降に治療が終了しており、申請日時点で沖縄市に住民登録があれば申請可能です。                                                                              |
| 8  | 他の市町村で、同様な助成金を受けたことがあります。申請できますか？                                                        | 申請できません。しかし先進医療につきましては、県が行っている先進医療不妊治療費助成事業についての助成は除きます。                                                                    |
| 9  | 民間の生命保険（医療保険）で、保険金を受給しました。助成申請可能ですか？                                                     | 申請できます。                                                                                                                     |
| 10 | 高額療養費制度や付加給付を受給しました。助成申請可能ですか？                                                           | 申請できます。                                                                                                                     |
| 11 | この助成を受けても、医療費控除は受けられますか？                                                                 | 医療費控除を行う際には、市からの助成額を差し引いた額を申請ください。詳しくは、管轄する税務署にお問い合わせください。                                                                  |
| 12 | 自己負担で不妊治療をし、先進医療を併用しました。助成対象になりますか？                                                      | 助成の対象になります。ただし、沖縄県の助成対象者となる場合は、先に沖縄県先進医療不妊治療費助成事業へ申請してください。                                                                 |
| 13 | 4月1日以前からの治療を継続している場合、4月1日以前の治療も助成対象になりますか？                                               | 治療終了日が令和7年4月1日以降であれば対象となります。                                                                                                |
| 14 | 先進医療について「治療1回」の治療期間について教えてください。                                                          | 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植等を行うための投薬開始を行った日から治療終了日を指します。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に等に先進医療を行った場合は、先進医療を行った日から治療終了日を指します。               |
| 15 | 金融機関の口座名義は夫婦どちらでも良いですか？                                                                  | 請求者は夫婦どちらでも構いませんが、なるべく口座名義人は請求者と同一としてください。請求者以外の場合は、委任欄への記名が必要となります。                                                        |
| 16 | 申請後に記入間違いや添付書類漏れなどの不備がありました。どうしたらよいですか？                                                  | ご自身で気づかれた場合は、沖縄市こども相談・健康課までご連絡ください。こちらで書類審査中に不備を確認した場合は、申請時の電話番号にご連絡します。その場合は、申請した日ではなく書類が全て揃った日が受理日（審査開始日）となりますので、ご了承ください。 |
| 17 | 領収書を紛失してしまいました。助成金の申請はできますか？                                                             | 領収書紛失の場合には医療機関に領収書の再発行または領収書に代わる支払い証明等（有料の場合有）の作成を依頼してください。文書料等への助成は行っておりませんので、ご本人様の負担となります。                                |